

令和５年度 東京都新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業募集要項

1 趣旨

従業員の新型コロナウイルスワクチン接種及びそれに伴う事由を理由とした特別休暇の創設等、働きながらワクチンを接種できるよう、働き方の見直しに取り組む中小企業等に対し、専門家を派遣し、助言を行うことで、新型コロナウイルスワクチンを接種しやすい職場環境の整備を推進することを目的とした事業です。

2 内容

新型コロナウイルスワクチンの接種及びそれに伴う事由を理由とした特別休暇制度等の整備に取り組みたいとお考えの企業に、都が専門家（社会保険労務士）を派遣し、助言を行います。

- (1) 派遣料：無料
- (2) 派遣回数：５回まで
- (3) 派遣時間：１回につき原則２時間以内
- (4) 派遣期間：派遣を決定してから令和５年５月７日（日曜日）まで
- (5) 助言内容（取組項目）
 - ① 新型コロナウイルスワクチンの接種及びそれに伴う事由を理由とした特別休暇制度等の整備に関する事
 - ② その他新型コロナウイルスワクチン等を接種しやすい職場環境の整備に関する事

3 申請要件

申請を希望する企業（個人事業主を含む。）は、下記の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること。

法人の場合は都内に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が都内にあることとし、個人においては事業所地が都内であることとします。ただし、都内で営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合を除きます。
- (2) 常時雇用する労働者（※１）の数が３００人以下の企業、又は一般社団法人及び一般財団法人等（※２）であること。又は、自ら事業を行っている個人であり、常時雇用する労働者が１人以上いること。

（※１）常時雇用する労働者とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

 - ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 有期雇用の場合、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採

用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

- ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(※2) 企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、または別表第3の「協同組合等」に該当するものも含まれます。ただし、次の①から③のいずれかを満たすものは除きます。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備に関する取組計画（以下「取組計画」という。）を策定し、取り組む予定があること。

- (5) 過去に当専門家派遣の決定を受けたことがないこと。

【申請に係る注意事項】

- 令和5年度内に、企業等及び企業等の代表者が東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を利用したこと（または利用する予定）があり、奨励金等の事業の内容と、当専門家派遣の取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。
- 企業等の代表者は、東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣（以下、「職場環境づくり推進専門家派遣」という。）及び東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）（以下、「新型コロナ休業等支援専門家派遣」という。）と当専門家派遣を同時に利用することができません。（当専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、職場環境づくり推進専門家派遣及び新型コロナ休業等支援専門家派遣を新たに申請することができません。また、職場環境づくり推進専門家派遣及び新型コロナ休業等支援事業専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、当専門家派遣を新たに申請することができません。）

4 専門家派遣の流れ

申込み	内容確認	派遣の決定	専門家の派遣	派遣の終了
東京都労働相談情報センターへ、必要書類を郵送でご提出ください。	東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。（原則電話）	専門家の派遣を決定し、通知いたします。	- 専門家が企業に伺い、助言を行います。 - オンラインによる助言も可能です。	取組結果を報告してください。

- 申込受付順に、申請書の記載内容及び取組内容等の確認のため、電話によるヒアリングを行います。
- ヒアリング後、おおむね2週間程度で派遣の可否について決定し、通知いたします。なお、申請状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。また、ヒアリング等の結果によっては、派遣の決定をしないことがありますのでご了承ください。
- 専門家の派遣日時については、派遣決定の通知後、専門家より具体的な日時を相談させていただきます。
- 顧問や交流のある社会保険労務士を指名することも可能です。ただし、東京都社会保険労務士会の会員である方に限ります。社会保険労務士を指名する場合、申請前に、直接申請企業が指名する社会保険労務士の内諾をお取りください。
なお、顧問契約業務に本事業の取組項目（上記2の（5）参照）が含まれている場合、顧問の社会保険労務士を指名することはできませんのでご注意ください。
- 専門家は新型コロナウイルスワクチン接種及びそれに伴う事由を理由とした特別休暇制度の整備に向けた相談助言を行います。就業規則や休暇制度そのものの作成自体は、助言を受けて各企業で行っていただきます。専門家に一任はできませんのでご注意ください。
- 助成金・奨励金等の申請に関わる助言はできません。
- オンラインでの助言にも対応しています。（対応できない場合もありますので、ご了承ください。）

5 申請方法

（1）提出書類

- ① 申請書（様式第1号） 原本1部
※ 申請書には、印鑑登録された印を押印してください。
- ② 取組計画（様式第1号の2） 原本1部
- ③ 顧問契約書【顧問の社会保険労務士を指名する場合のみ】 写し1部

※ 様式の入手方法

「TOKYO はたらくネット」よりダウンロードしてください。

(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/vaccine-haken/>)



(2) 提出先及び提出方法

上記 5 (1) の書類を、東京都労働相談情報センター（所在地等は下記 7 をご参照ください。）まで、郵送にてご提出ください。

(3) 申請受付期間

令和 5 年 4 月 3 日（月曜日）から令和 5 年 4 月 10 日（月曜日）まで（消印有効）

※ 上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

6 その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守します。

なお、一度提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

7 お問い合わせ先・申請窓口

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 5 階

電話番号 03 (5211) 2248